

## 資産税事務の集中化の実施について

資産税事務におきましては、効果的かつ効率的な事務運営を実施するため、地理的条件等を踏まえた集中化に取り組んでおります。令和6年7月10日以降、下記のとおり資産税事務の集中化を実施することとなりましたので、ご案内いたします。

### 記

税 務 署 名	
実施署（相談窓口）	対 象 署
富 山	魚 津、砺 波
金 沢	<u>七 尾、輪 島、</u> 松 任
福 井	大 野

(注) 下線は、令和6年7月から新たに実施する税務署を示しています。

#### <資産税に関する相談窓口>

- 魚津税務署及び砺波税務署管内の納税者  
富山税務署 資産課税第一部門（電話：076-432-4196(ﾀﾞｲヤﾙﾝ)）
- 七尾税務署、輪島税務署及び松任税務署管内の納税者  
金沢税務署 資産課税第一部門（電話：076-261-9957(ﾀﾞｲヤﾙﾝ)）
- 大野税務署管内の納税者  
福井税務署 資産課税部門（電話：0776-20-0144(ﾀﾞｲヤﾙﾝ)）

※ 税務署での相談をご希望の方は、事前に電話で相談日時をご予約いただいております。